

## 電子カルテ画面の直接閲覧遵守事項

電子カルテ画面の直接閲覧（以下「閲覧」という。）によるモニタリング及び監査の実施に当たり、モニター及び監査実施者（以下「閲覧者」という。）は、以下の事項を遵守すること。

1. 閲覧者に対して発行されたアカウント（以下「アカウント」という。）を利用して閲覧を行うこと。
2. 閲覧者は、アカウントを、第三者に利用させないようにすること。
3. 閲覧対象患者以外の、患者情報等にアクセスしないこと。
4. 閲覧に当たっては、操作マニュアルに従って閲覧を行うとともに、閲覧者に与えられたアクセス権限を越えた操作は行わないこと。
5. モニタリング及び監査以外の目的で、閲覧により参照した情報を利用しないこと。
6. 閲覧対象患者のプライバシーを侵害しないこと。
7. 閲覧対象患者の情報を外部電子媒体に記録したり、紙媒体に出力したりしないこと。